勧告に当たって

平成25年10月8日

岡山県人事委員会 委員長 西 田 秀 史

本日、知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

この給与勧告は、毎年、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与を民間給与と均衡(民間準拠)させるために行っているものです。

本委員会が実施した調査の結果に基づき、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、時間外手当等を除いた月例給については、較差が小さいことなどから、改定を行わないこととしました。特別給(ボーナス)については、現行の職員の支給月数は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給月数とおおむね均衡していることから、改定を行わないこととしました。

なお、特例条例による給与の減額措置は、本年7月から実施されているものですが、減額後の職員給与や4月の民間給与と比べた状況をお示しできればと考え、本年4月分の給与を基に減額後の職員給与を試算しております。

給与構造改革に伴う経過措置(現給保障)については、国において本年度末で廃止されることなどから早期の廃止が適当と判断し、本県の実情等を踏まえて段階的に廃止することとしました。

高齢層職員の給与水準の上昇を抑えるための昇給・昇格制度の改正については、制度は国準拠が基本ですが、若年層から高齢層までを含めた全体的な世代間の給与配分として検討する必要があると考え、他の都道府県の動向等を踏まえながら更に検討することとします。

また、優秀な人材の確保・育成をはじめ、仕事と生活の両立支援や総実勤務時間の縮減に向けた取組と意識改革の重要性、雇用と年金の確実な接続を図るための高齢期の雇用問題などについても言及しております。

給与の減額措置については、特例的な措置でありながらすでに相当の長きにわたっており、さらに、このたびの措置が国からの要請を受けて行われたことを考えると、誠に残念であるばかりでなく、職員の士気に及ぼす影響も危惧しております。本委員会としては、減額措置が終了する平成26年4月以降の職員の給与について、給与勧告制度に基づく適正な水準が確保される必要があると考え、勧告の実施と併せて、民間準拠による適正な給与の確保を知事及び議会に要請しました。

民間準拠により職員給与を決定する仕組みは、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、行政の効率的、安定的な運営にも寄与するものです。

職員各位には、特例的な給与の減額措置が長期間に及んだ状況にあっても、引き続き、高い使命感と倫理観を持って職務に取り組み、県民の信頼と期待に応えていただきたいと思います。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い御理解を 賜りたいと存じます。